

## 介護サービス情報の公表制度における調査に関する指針

平成 30 年 7 月  
令和元年 7 月改正  
令和 3 年 7 月改正  
令和 4 年 7 月改正  
令和 5 年 7 月改正  
令和 6 年 10 月改正  
仙 台 市

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 47 の 2 の規定に基づき、介護サービス情報の公表制度における調査の実施に関する指針を次のとおり定める。

### 1 趣旨

この指針は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 35 第 3 項の規定により、介護サービス事業者（以下「事業者」という。）に対して市が実施する介護サービス情報の公表に係る調査（以下「調査」という。）について、基本的事項を定める。

### 2 調査の目的

介護サービスの利用者やその家族等の介護サービス選択に資する公表情報の客観性を担保し、介護サービスの質の向上を図ることを目的に、報告内容の事実確認のための調査を実施するもの。

### 3 調査対象事業所等

調査の対象となる介護サービス事業所（以下「事業所」という。）は次に掲げるものとし、毎年度策定する報告・調査事務・情報公表事務に関する計画（以下「計画」という。）において調査を行う事業所を定める。

（1）計画の基準日現在において、指定又は許可（以下「指定等」という。）を受けた公表対象サービスを実施している事業所のうち、計画の基準日前 1 年間に支払いを受けた当該公表対象サービスに係る介護報酬（利用者負担分を含む。）の金額が 100 万円を超える事業所で、計画年度が下記の年度に該当するもの。

- イ 新規の指定等を受けた年度の翌年度
- ロ 新規の指定等を受けた年度に 3 を加えた年度
- ハ 指定等の更新後の有効期間開始日の属する年度
- ニ 上記ハの年度に 3 を加えた年度

〔実施時期〕 計画で定める時期に実施

〔調査項目〕 介護保険法施行規則別表第 2 に掲げる項目（以下「運営情報」という。）

- (2) 上記(1)のうち、何らかの事情で調査ができず次年度以降に調査すると定めた事業所  
(3) 上記(1)以外で、事業者自ら調査を受けることを希望する事業所

〔実施時期〕原則として、調査を受けることを希望した年度内に実施

〔調査項目〕運営情報

- (4) 情報公表制度において、介護サービス情報が既に公表されている事業所又は現に報告が提出されている事業所等のうち、報告内容に虚偽が疑われる事業所、公表内容について利用者等からの通報により疑義が生じた事業所その他市において調査が必要と認める事業所(これらの事業所に対する調査は、指定権者や調査機関等の関係機関と連携し、原則として市が実施する。)

〔調査時期〕調査が必要と認められる事由の発生後、速やかに実施

〔調査項目〕虚偽の疑いのある項目、通報があった項目その他必要な項目

なお、事業所の移転や法人の合併等により事業所が廃止され、新たに新規の指定等を受けた事業所等については、当該指定等の日を基準にして、前記(1)を適用するものとする。

#### 4 調査の方法

調査は、指定調査機関の調査員1名以上が調査対象事業所を訪問して行うものとする。

なお、1つの事業所が、別表に定める各グループ内の複数の介護サービスを一体的に運営している場合には、主たるサービスについての調査をもって、同一グループ内の他のサービスについても調査を行ったものとみなすことができる。

#### 5 手数料の徴収

調査の実施に当たっては、仙台市手数料条例(昭和37年仙台市条例第24号)に基づき、手数料を徴収するものとする。

#### 6 その他

- (1) この指針は、令和6年度以降に実施する調査に適用する。  
(2) この指針に定めるもののほか、調査の実施に関し必要な事項は、仙台市長が毎年度策定する調査計画等において定めるものとする。

(別表)

グループ	介護サービス
A	訪問介護，夜間対応型訪問介護
B	訪問入浴介護，介護予防訪問入浴介護
C	訪問看護，介護予防訪問看護，療養通所介護
D	訪問リハビリテーション，介護予防訪問リハビリテーション
E	通所介護，地域密着型通所介護，認知症対応型通所介護，介護予防認知症対応型通所介護，療養通所介護
F	通所リハビリテーション，介護予防通所リハビリテーション，療養通所介護
G	特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。（※1） 介護予防特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。） （※2） 地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。） （※3）
H	福祉用具貸与，介護予防福祉用具貸与，特定福祉用具販売，特定介護予防福祉用具販売
I	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
J	小規模多機能型居宅介護，介護予防小規模多機能型居宅介護
K	認知症対応型共同生活介護，介護予防認知症対応型共同生活介護
L	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
M	居宅介護支援
N	介護老人福祉施設，地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護，短期入所生活介護，介護予防短期入所生活介護
O	介護老人保健施設，短期入所療養介護（介護老人保健施設で提供されるものに限る。），介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設で提供されるものに限る。）
P	介護医療院，短期入所療養介護（介護医療院で提供されるものに限る。），介護予防短期入所療養介護（介護医療院で提供されるものに限る。）

（※1） 特定施設入居者生活介護には，有料老人ホーム（外部サービス利用型を含む。），  
軽費老人ホーム（外部サービス利用型を含む。）及びサービス付き高齢者向け住宅  
（外部サービス利用型を含む。）のサービスがある。

（※2） 介護予防特定施設入居者生活介護には，有料老人ホーム（外部サービス利用型を  
含む。），軽費老人ホーム（外部サービス利用型を含む。）及びサービス付き高齢者  
向け住宅（外部サービス利用型を含む。）のサービスがある。

（※3） 地域密着型特定施設入居者生活介護には，有料老人ホーム，軽費老人ホーム及び  
サービス付き高齢者向け住宅のサービスがある。